

委託役務業務（測量・建設コンサルタント等業務を除く）の入札参加資格者名簿の登録をされている皆様へ

令和8年3月  
大阪府総務部契約局

### 法人間の権利義務譲渡等に係る承認手続きについて

大阪府が発注する委託役務業務の契約については、契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することが契約書上禁止されており、権利義務を第三者へ譲渡、承継させる場合は、あらかじめ発注者の事前の承認を得る必要があります。

発注者の事前の承認を得ずに譲渡、承継させた場合は、契約解除及び大阪府入札参加停止要綱に基づき参加停止措置の対象となりますので、履行中に権利義務譲渡等を行う場合は、必ず事前に業務所管所属へ手続きを確認してください。

なお、承認手続きの審査には時間を要しますので、早めの手続きをお願いします。

#### 【承認手続きにおける提出資料について】

##### 1. 承認手続き時に発注者へ提出するもの

###### (1) 権利義務譲渡の承認願（自由書式）

※事前に本府に周知・報告すべき内容を記載した文書があれば添付すること。

###### (2) 別添詳細資料（理由書、経緯書、会社概要（会社案内パンフレット）等）

※合併等の形態が複雑な場合は図解も併せて添付すること。

###### (3) 合併等の契約書の写し

###### (4) (臨時) 株主総会決議書の写し〈受注者・承継者共〉

※会社法により株主総会の承認を要しない場合は取締役会議事録

###### (5) その他必要な資料（官報、業界紙掲載記事等）

###### (6) 暴力団排除の誓約書

※新設の場合は、原因日（効力発生日）以降にご提出ください。

##### 2. 承認後に発注者へ提出するもの

###### (1) 商業登記簿謄本（写し可）〈受注者・承継者共〉

- ・ 承継者の履歴事項全部証明書（写し可）

- ・ 受注者が消滅会社となる場合は閉鎖事項全部証明書（写し可）
- (2)大阪府受付票（原本提示）〈承継者のみ〉
  - (3)印鑑証明書（原本提示）〈承継者のみ〉

**【留意事項】**

入札参加資格者名簿の登録手続きについては、申請の登録窓口である『契約局総務委託物品課資格審査グループ（06 -6944-6644）』へご確認ください。

本文書に関する問合せ先

〒540-8570

大阪市中央区大手前二丁目（分館 6 号館 2 階）

大阪府総務部契約局 総務委託物品課

委託役務グループ

電話番号 06-6944-6270、6442、6449